

破産・個人再生事件の収入印紙・予納金(官報公告費用)・郵便切手一覧表

区分		収入印紙	予納金 (官報公告費用)	郵便切手			
				和歌山地方裁判所 (本庁)	田辺支部	御坊支部	新宮支部
破産・管財 (債権者申立は 除く)	法人	1,000円	14,786円【※1】	合計 1,730円 内訳 84円×20枚、 10円×5枚 上記に加え、1,194円分 【裁判所に書類を取りに来ら れる事務所は不要】	【簡易管財・通常管財自然 人】 合計 3,360円 内訳 84円×40枚 【通常管財法人】 合計 8,900円 内訳 84円×100枚、 10円×50枚上記に 加えて、 【事務所遠方】1,194円分 【法人】254円×4組分	合計 6,530円内訳 500円、 100円、50円を各3枚 84 円×50枚、10円×30枚、5円 ×4枚、2円、1円を各20枚 上記に加えて、 【事務所遠方】 1194円分×1組 84円×2枚 【法人】254円分×4組 【債権者10名超】 10名を超えた債権者数 ×(84円+10円)	合計 5,394円内 訳 500円×2枚、 100円×1枚、 84円×51枚、 5円×2枚
	自然人	1,500円	15,499円【※1】				
破産・同時廃止		1,500円	11,859円	【※2】 合計 1,362円+(84円×債権者数) 内訳 500円×2枚、100円×1枚、94円×1枚、84円×(債権者+2枚)			

個人再生	1万円	13,744円	<p style="text-align: center;">【※2】 合計 3,840円</p> <p style="text-align: right;">内</p> <p>訳 94円×20枚、84円×20枚、 10円×20枚、5円×10枚、2円×10枚、1円×10枚</p>
------	-----	---------	--

※1 破産・管財事件では、官報公告費用のほかに管財人引継予納金(金額は事案による(最低20万5000円))が必要です。

※2 本庁・田辺支部における郵便切手額です。